

利 水 調 整 規 程

大淀川右岸土地改良区

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、国営大淀川右岸土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（国営大淀川右岸土地改良事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（国営大淀川右岸土地改良事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(配水ブロック)

第5条 配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）は別紙1のとおりとする。
2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

- 2 前項の配水計画には、次に掲げる事項に記載しなければならない。
- 一 天神ダムにおける最大取水量及び取水期間。
 - 二 地区内水源（井堰等）を有する水田地区においては、地区内水源を優先に取水し、不足分を天神ダム取水口に求めることとする。
 - 三 配水ブロックへの配水方法。
 - 四 その他必要な事項。

(意見聴取)

第7条 理事会は、配水計画の策定に当たり、1月末日までに配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等について意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、理事会若しくは、理事長が必要と認める者から、地域の営農状況等についての意見を聴取するものとする。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款第6条（公告の方法）またはその他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては、理事長が決定し、後日理事会に報告するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利水の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和 2年 3月17日から施行する。

この規程は、令和 4年 3月22日から施行する。

配水計画

大淀川右岸土地改良区 年間配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、宮崎県宮崎市田野町字天神河内乙240番11地先とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

水量	期間	4月6日から 5月25日まで	5月26日から 9月20日まで	9月21日から 翌年4月5日まで	年間総取水量
	最大取水量		1. 340m ³ /s	2. 728m ³ /s	

第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 各配水ブロックへの最大配水量は、次の表のとおりとする。ただし、最大配水量は、標準的な水量であり、取水施設の管理者が取水制限等を発令した際には、その制限に応じ配水することとなる。

2 地区内水源を有する水田地区においては、地区内水源を優先に取水し、不足分を天神ダム取水口に求めることとする。

ブロック	期間		4月6日から 5月25日まで (代かき期)	5月26日から 9月20日まで (普通期)	9月21日から 4月5日まで (冬期)	ブロック別 年間総取水量
	受益面積 (ha)					
	田	畑				
八重分水	32	85	0.033m ³ /s	0.170m ³ /s	0.034m ³ /s	709千m ³
七野分水	56	79	0.011m ³ /s	0.241m ³ /s	0.032m ³ /s	903千m ³
七野直分第2分水		22	0.002m ³ /s	0.007m ³ /s	0.008m ³ /s	55千m ³
片井野分水	96		0.002m ³ /s	0.260m ³ /s	0.017m ³ /s	892千m ³
元野FP	24	67	0.007m ³ /s	0.114m ³ /s	0.030m ³ /s	486千m ³
別府野田川分水	38		0.005m ³ /s	0.101m ³ /s	0.003m ³ /s	335千m ³
井倉川分水	97		0.232m ³ /s	0.276m ³ /s	0.024m ³ /s	1,195千m ³
山住川分水	37		0.086m ³ /s	0.091m ³ /s	0.009m ³ /s	408千m ³

ブロック	受益面積 (h a)		4月6日から 5月25日まで (代かき期)	5月26日から 9月20日まで (普通期)	9月21日から 4月5日まで (冬期)	ブロック別 年間総取水量
	田	畑				
石久保F P		115	0.012m ³ /s	0.034m ³ /s	0.042m ³ /s	285千m ³
岡川第1分水	65		0.138m ³ /s	0.178m ³ /s	0.017m ³ /s	762千m ³
水無川分水	52		0.140m ³ /s	0.222m ³ /s	0.013m ³ /s	892千m ³
角上F P	46	83	0.161m ³ /s	0.220m ³ /s	0.042m ³ /s	1,017千m ³
鏡州F P		41	0.006m ³ /s	0.027m ³ /s	0.022m ³ /s	178千m ³
梅谷分水	29	151	0.112m ³ /s	0.162m ³ /s	0.061m ³ /s	860千m ³
法光坊第1分水	3	90	0.009m ³ /s	0.043m ³ /s	0.034m ³ /s	284千m ³
法光坊第2分水	5	118	0.013m ³ /s	0.060m ³ /s	0.044m ³ /s	376千m ³
灰ヶ野分水	3	18	0.016m ³ /s	0.025m ³ /s	0.007m ³ /s	122千m ³
鹿村野第1分水		16	0.002m ³ /s	0.005m ³ /s	0.005m ³ /s	39千m ³
鹿村野第2分水		20	0.002m ³ /s	0.006m ³ /s	0.007m ³ /s	48千m ³
時屋分水	4	2	0.019m ³ /s	0.027m ³ /s	0.002m ³ /s	110千m ³
椎屋形分水		20	0.002m ³ /s	0.006m ³ /s	0.007m ³ /s	51千m ³
時雨分水	6	109	0.018m ³ /s	0.039m ³ /s	0.041m ³ /s	306千m ³
古城分水	83		0.156m ³ /s	0.189m ³ /s	0.021m ³ /s	829千m ³
大久保分水	12		0.036m ³ /s	0.039m ³ /s	0.003m ³ /s	168千m ³
岡川第2分水	36		0.091m ³ /s	0.110m ³ /s	0.009m ³ /s	472千m ³
北今泉F P	3	169	0.028m ³ /s	0.075m ³ /s	0.068m ³ /s	535千m ³
牧ノ原分水		6	0.001m ³ /s	0.002m ³ /s	0.002m ³ /s	14千m ³
右岸受益地全体面積	1,938 h a		年間総取水量 (合計)			12,330千m ³

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別紙2のとおりとする。

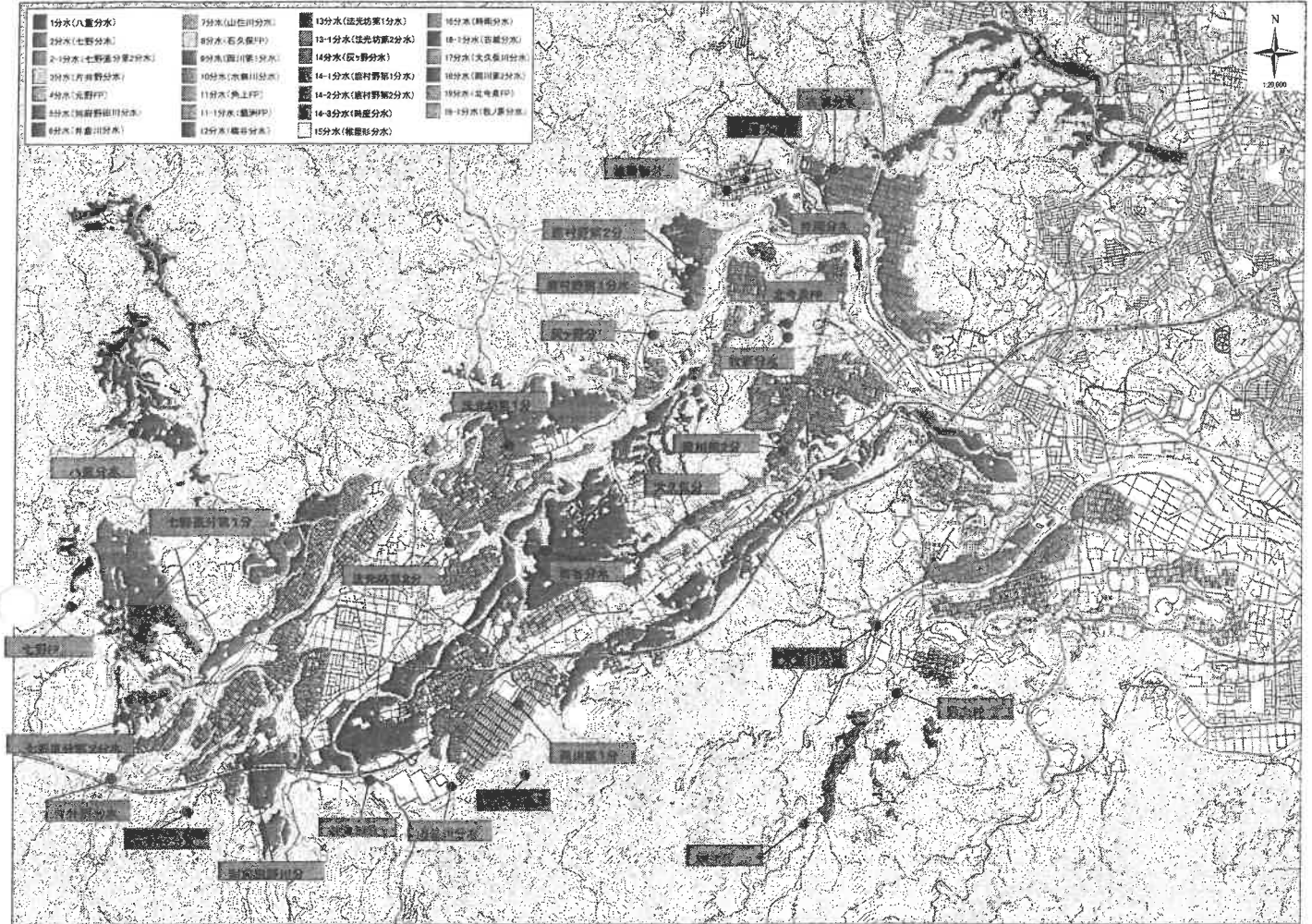
第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙3のとおりとする。

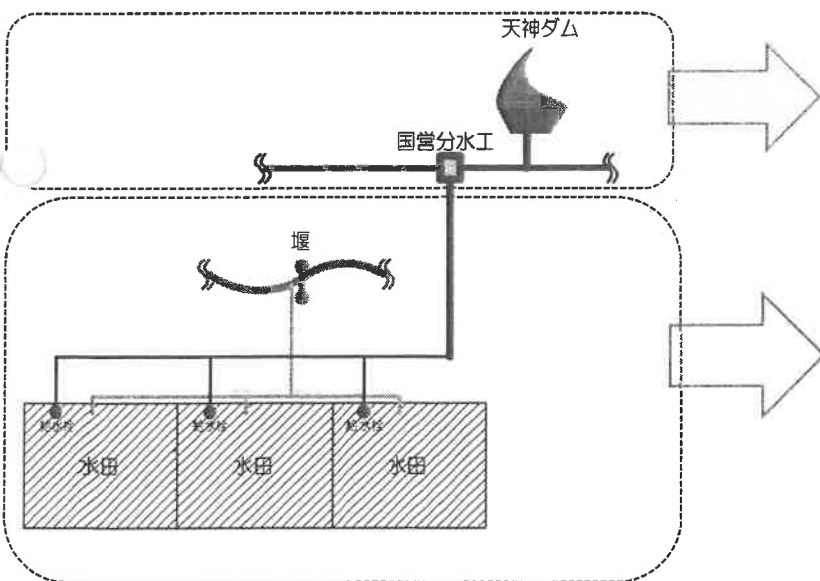
(別紙1)大淀川右岸土地改良区配水ブロック図

1. 配水ブロック図



2. 利水調整概要図(水田)

【用水系統】



【利水調整】

<p>大淀川右岸土地改良区 (理事:配水ブロック代表者)</p> <p>天神取水口、国営分水工を操作し、全地区配水量を管理。</p> <p>配水ブロック代表者より用水期間等についての意見を聴取</p>
<p>関係土地改良区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元土地改良区役員等 ・水利組合役員等 <p>県営施工区間、地区内水源取水口を管理し、ブロック内配水量を調整。</p> <p>地区内水源取水量、受益営農状況より水量が不足の場合に天神取水口補給量を大淀川右岸改良区に協議する。</p> <p>ブロック内の利用方法について、集落に通知する。</p> <p>水利用等の意見聴取を行い、配水ブロック内の意見を把握する。</p>
<p>耕作者</p> <p>関係土地改良区配水計画に基づき地区内水源及び給水栓により取水が確保されている。</p>

選出代表地区	氏名(右岸土地改良区理事)	分水ブロック名
西地区土地改良区	菊地 庸裕	片井野分水工
		七野直分水第2分水
		七野FP分水
八重地区土地改良区	蛭原 巖	八重分水工
松山地区	松山 和孝	七野直分水第1分水
元野土地改良区	津田 政博	元野FP分水
		片井野分水工
		別府田野川分水
村内地区改良区	佐伯 逸男	井倉川分水工
東地区土地改良区	鍋倉 一己	山住川分水工
		石久保FP
		岡川第1分水工
		梅谷分水
北地区土地改良区	甲斐 新一郎	法光坊第2分水工
		法光坊第1分水工
鹿村野土地改良区	野崎 重光	灰ヶ野分水工
		鹿村野第1分水
		鹿村野第2分水
		時屋分水工
時屋土地改良区	戸高 厚	椎屋形分水工
古城土地改良区	戸高 博	時雨分水工①
古城土地改良区	戸高 博	古城分水工
船引土地改良区	松田 貞夫	時雨分水工②
尾平地区	黒田 昭年	梅谷分水
		大久保分水工
清武町土地改良区	大久保 利政	岡川第1分水工
		水無川分水工
		角上FP分水工①
清武町土地改良区 北・中今泉地区	石山 吉郎	岡川第2分水
		北今泉FP
		牧原分水工
清武町土地改良区 南今泉地区	坂元 早雄	角上FP分水工②
		鏡州FP

(別紙3)大淀川右岸土地改良区 関係機関

協議対象		意見聴取
【行政】		宮崎中央農業協同組合
九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所		宮崎市農業委員会
宮崎県		
宮崎市		
【改良区】	【水利組合】	
田野町西地区土地改良区	片井野水利組合	
	小滝頭水利組合	
	大新田水利組合	
田野町八重地区土地改良区		
田野町元野土地改良区	高野原水利組合	
田野町東地区土地改良区	中畑水利組合	
	元木水利組合	
	石久保水利組合	
	瓜生野水利組合	
	平田水利組合	
田野町北地区土地改良区	屋敷下水利組合	
田野町鹿村野土地改良区		
田野町村内地区改良区	村内水利組合	
	青木水利組合	
	芝原水利組合	
清武町土地改良区	西出口水利組合	
	今泉水利組合	
	永山水利組合	
	黒坂永田水利組合	
	坂松谷水利組合	
	浦田水利組合	
	後川水利組合	
	木原水利組合	
	沓掛水利組合	
船引土地改良区		
時屋土地改良区		
古城土地改良区		

